

労働者ノ権利ヲ保護スルニ当リテハ、  
 労働者ノ健康ヲ維持シ、  
 労働者ノ生活ヲ安定セシメ、  
 労働者ノ福利ヲ増進スルニ努ムルコトヲ要ス。  
 労働者ノ福利ヲ増進スルニ当リテハ、  
 労働者ノ生活ヲ安定セシメ、  
 労働者ノ健康ヲ維持シ、  
 労働者ノ権利ヲ保護スルニ努ムルコトヲ要ス。

財団法人協調會大阪支所

昭和二十一年三月一日

財団法人協調會大阪支所

財団法人協調會大阪支所

要 求 書

- 一、解雇手當ノ制定  
六ヶ月未満三週間分以上一ヶ月増毎二三ヶ月分ヲ加フ事
- 二、請負工賃復舊
- 三、退職手當制定  
三ヶ年以上ノ勤続者ノ退職ニ對シテハ日給五週間分支給スルコト
- 四、皆勤手當  
一ヶ月間ノ精勤者ニ對シ日給二日分支給スル事
- 五、停電ノ手當  
相當ノ分割支給スルコト
- 六、年始年末ノ休業日短縮  
年始八四日ヨリ就業年末八三十日迄